# 2) 地域別構想

①平園、兼久(東崎)、与那城、美咲、我謝)

本地区は、庁舎の移設に伴い、商業・業務機能の強化や住宅地の利便性向上など、さらなる発展が期待されます。

また、地区東部のマリンタウンは、町の観光・レクリエーションの中心となることが期待されることから、本地区の将来像は、「西原町の顔として個性と魅力のある潤いに満ちたまち」とします。

# ○土地利用の方針

## 【中心商業地(商業系ゾーン)】

・小那覇交差点付近(旧西原町役場跡地含む)は中心商業地(商業系ゾーン)として位置づけ、<del>まちの中心地として核的な</del>商業機能の維持・拡充を図ります。、 <u>さらに MICE 来場者や周遊観光客による観光消</u>費を促進させる、まちの中心地として賑わいの創出を図ります。

また、大型 MICE 施設利用者や周遊する観光客のための中心商業地としての機能を高め、観光消費を促進させます。

# 【近隣商業地】

・庁舎等の複合施設の<del>建設予定地</del>周辺は、公共施設ゾーンの整備効果を踏まえつつ、施設利用者や周辺住 民等のサービス対象とした、人々の溜まり場や生活関連サービスなどの誘導を図ります。

### 【公共公益施設用地】

- ・シンボルロードの沿道は、平成 21 年度に作成した「西原町庁舎複合施設基本構想」等に基づき、既存の中央公民館や町立図書館、社会福祉センターに加え、町庁舎を移転し、複合型施設として早期整備を図ります。
- ・庁舎等複合施設<del>建設予定地</del>周辺は、行政サービス施設の充実を図るとともに、高齢化の進展等を踏まえた人にやさしい基盤整備を推進し、安全でゆとりある公共空間の形成を図ります。
- ・大型MICE施設は、新たな都市機能として地域の活力向上に資することが期待されていることから整備を推進します。

### 【沿道利用型施設用地】

- ・本地区の国道 329 号及びシンボルロードは、まちの中心核とマリンタウンを連絡し、観光客や買い物客など様々な人々が行きかう道路として機能することから、これらの道路沿道はある程度多様な商業施設が立地するよう誘導し、にぎわいのある道路環境の演出を図ります。
- ・主要地方道浦添西原線及び小波津川の沿線は、交流拠点と中心商業地を一体的に結び付ける重要な交通 軸となることから、観光客や買い物客が行き交う賑わいのある道路として、観光消費を促進させ、観光 商業・宿泊施設用地を補完する観光・商業施設等の立地が可能となる沿道利用を図ります。

# 【低・中層専用住宅地】

・国道 329 号以西の住宅地は、狭小幅員の解消など居住環境の改善を図ることにより安全で快適な居住空間の形成を図ります。

- ・住宅地における工場の混在については、<del>必要に応じて</del>工場を工業用地へ誘導するなど土地利用の純化を 図ります。
- ・既成市街地の工場、事業所の移転跡地については、地区計画等を活用するとともに、民間活力を有効に 活かし、良好な市街地環境の形成や基盤整備を計画的に誘導します。

# 【観光商業地·宿泊施設用地】

・海岸沿いのレクリエーション・レジャー施設用地(きらきらビーチ)及びの隣接部は、既設の商業施設と連携し、大型MICE施設利用者や周遊する観光客のため交流拠点と位置づけを核としながら、今後も、優良企業の誘致等により多様な商業・宿泊施設及び支援施設等の立地を誘導します。業務機能やホテル等の立地を促進します。

## 【レクリエーション・レジャー施設用地】

・マリンタウン地区の海岸沿いは、今後も、ウォーターフロントにある立地条件や美しい海、海水浴場、 公園・緑地等の資源を活かしながら、<del>近傍の商業・業務機能と一体となった MICE 来場者を含む観光客</del> や地元住民にとって便益性の高いレクリエーション交流機能の魅力<del>を高め</del>化を図り、<del>広域的な集客に寄 与する複合拠点を形成します。</del>近傍の商業・業務系施設と一体となった複合的な都市機能を有する賑わ いのある「交流拠点」の形成を図ります。

### 【工業地】

・マリンタウン内の東崎工業団地は、既存産業の高度化を目指すとともに、販売店舗の併設等複合化によりレクリエーション機能との連携を図ります。

## ○都市施設の方針

### 【道路交通体系に関する方針】

- ・主要地方道浦添西原線、国道329号バイパスの整備促進により地区の交通の円滑化を図ります。
- ・町道東崎兼久線の早期整備の実現を図ります。
- ・シンボルロードは、マリンタウンから中心核、文教ゾーンを結ぶ町の「顔」として重要な道路であることから、地区レベル幹線道路としての機能だけでなく歩行者が歩いて楽しい緑豊かな空間づくりを促進します。
- ・庁舎等複合施設や周辺の商業・業務施設等の交通を集散する補助幹線道路の整備を促進します。
- ・小那覇、兼久、美咲、我謝地区を連絡する町道の整備を推進し、住区の骨格を形成するとともに、地区 内の交通の集散を図ります。
- ・マリンタウン南側に建設予定のバスセンターは、通勤や通学等における交通結節点として活用し、それ を契機としたバス網の充実、沖縄自動車道や沖縄都市モノレール等との連携によりネットワークの充実 を図ります。
- ・本地区の交通結節点から、てだこ浦西駅及び都市拠点(中心核、サブ核、交流拠点)や各エリアへの物 や人の流れを効率的に支援するため、新たな公共交通システム等の導入に向け交通施策を促進します。
- ・通勤・通学などの日常交通に加えて、MICE 開催時の集中的な交通需要にも対応できる戦略的な公共交通体系の整備を促進することで、都市拠点や各エリア間の移動を効率化させ、誰もが利用しやすい交通環境の形成を図ります。

# 3) 交通体系に関する方針

# (1) 快適な生活を支え、安全・安心に移動できる地域交通の形成 (p123~125)

公共交通機関は、誰もが安心して移動できる環境を支える重要な交通手段です。また、モノレールは、 道路の交通渋滞に影響を受けず利用できる定時・定速の交通として役割を果たすことが期待されます。 現在、那覇空港と首里駅間で運行されている沖縄都市モノレール「ゆいレール」を沖縄自動車道(西原 入口)まで延長することが決定しており、町隣接部に設置される新駅は、沖縄自動車道とモノレールの 結節駅として、多くの利用が期待されています。一方、町内のバス交通は町内外を結ぶ6路線が運行さ れていますが、バス停から遠い空白地域も多くみられます。今後、マリンタウン隣接部にバスセンター の整備が予定されていることから、それを契機としたバス網の充実や質的な向上が求められます。また、 個々の公共交通の特性や役割を活かし、連携を強化することによりネットワークの充実を図る必要があ ります。

## ■展開方向(快適で安全・安心な地域交通の形成)

### ○バス等

- ・マリンタウン地区においてバスセンターの建設計画があることから、その早期実現を促進します。
- ・中心核の形成、マリンタウン地区の商業機能や観光・レクリエーション機能の充実、沖縄都市モノレールの新駅整備など市街地整備の進展や交通需要の変化等に対応しながら、内環状道路ネットワーク、外環状道路ネットワークを活かしたきめ細やかなサービス水準を確保し、誰もが快適に移動できる環境を整えます。
- ・必要に応じて、基幹バスに加え、町内等を循環するバス(ミニバス等)を導入し、車に依存しなく ても暮し生活できる快適な生活環境を提供します。
- ・利用者にバスの現在地や所要時間等の状況を提供するバスロケーションシステムの導入について検 討し、利用の促進を図ります。

## ○沖縄都市モノレール

- ・沖縄都市モノレールは、天候に左右されにくく交通渋滞の影響もない安定した交通機関であるほか、 県都那覇市とのアクセス性向上により来訪者の増大、駅周辺のポテンシャル向上など、本町に様々 な影響を及ぼす交通機関となります。
- ・そのため、早期開業を促進するとともに、開業効果が最大限得られるよう、利用者の視点に立ち、 他交通機関との連絡性などについて検討します。
- ・開業後は、必要に応じて輸送力の強化や運航ダイヤの改善、利用しやすい料金体系の検討、駅関連施設の整備・改善を促進するとともに、周辺市街地の魅力向上により、利用者の利便性向上を図ります。
- ・交通情報や地域情報の提供等により公共交通の利便性の向上や利用促進を図ります。
- ・てだこ浦西駅から都市拠点(中心核、交流拠点)や各エリアへの物や人の流れを効率的に支援する ため、新たな公共交通システム等の導入に向け交通施策を促進します。
- ・<u>都市拠点や各エリア間の移動を支援するため、沖縄都市モノレールの更なる延伸や既存バス路線などを含めたフィーダ交通ネットワークの構築などを検討し、誰もが利用しやすい交通環境の形成を</u>図ります。

## ○乗継施設等

- ・公共交通ネットワークが十分に機能するためには、自動車からモノレール、バスからモノレールなど、各交通相互の乗継を円滑化することが不可欠です。
- ・そのため、沖縄都市モノレールの新駅やバス停、バスセンターにおいては、バリアフリー化を進め るとともに、必要に応じた交通広場やバスターミナルの整備、パークアンドライド駐車場や駐輪場 の整備等を検討します。
- ・沖縄自動車道からモノレールへの乗り換え需要を考慮し、西原インターチェンジ〜新駅間のアクセス性向上やスマートインターチェンジの設置、駐車場の設置等を検討します。

# (1-2) 人や地域、環境にやさしい道路空間づくり (p125~128)

道路空間は、交通の機能のみではなく、西原町らしい景観形成やオープンスペース等の都市環境形成機能、災害発生時の避難路や延焼遮断帯等の防災機能、まちの骨格形成機能、人々が集う溜まり機能、上下水道の管渠等のインフラ収納機能など多くの機能を有しています。

その多様な機能を効果的・効率的に発揮できる道路空間づくりを進める必要があります。

### ■展開方向(人や地域、環境にやさしい道路空間づくり)

### ○円滑な道路交通の確保

・町民の生活や経済活動を支える人や物、情報の交流・連携を促進することにより、都市の活力を高め、持続可能な社会を実現する必要があります。そのため、道路の混雑緩和を図り、円滑性を高める道路交通の確保を図ります。

## ○歩行者等の安全性・快適性の向上

- ・高齢者や障害者をはじめ、誰もが安心して暮らせる生活環境の形成や、安全・快適に移動できる道路環境を形成するため、生活道路や歩道空間などの安全性・快適性を高める道路空間整備を進めます。
- ・角地等を利用したポケットパーク(辻広場)やベンチの設置等により歩きやすい環境整備を進めます。

## ○公共交通の利便性向上

- ・高齢化が進展する中、町民の生活を支える身近な交通手段として公共交通の利便性向上が求められています。そのため、誰もが安心して移動できる環境として公共交通を安定的に維持していく必要があることから、バス需要が多い地域へのルート延伸、便数の調整などによる利便性の向上、モノレールやバス間の乗継機能の強化により、公共交通の質的充実に取り組みます。
- ・また、沖縄の気候風土に配慮し、緑陰を創出する街路樹を積極的に配置することで、歩行環境を快適なものにして公共交通の利用を促進します。

## ○都市防災向上のための道路空間づくり